

小規模企業共済

経営者の皆様に退職金を！

小規模企業共済とは、小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、経営者の退職金制度といえるものです。



加入できる方

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員

事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員

常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員

常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行なっている農事組合法人の役員

常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。

毎月の掛金

掛金月額が1,000円～70,000円(半年払いや年払いも出来ます。)

掛金は増額・減額ができます。

掛金は加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

掛金は、全額所得控除になります。

共済金等の受取

共済金 A	事業をやめたとき (個人事業主の死亡・会社等の解散を含む。) 配偶者、子への譲渡及び現物出資により個人事業を会社へ組織変更した場合を除く。
共済金 B	会社等の役員が疾病、負傷又は死亡による退職 (任意または任期満了による退職を除く。) 老齢給付 (年齢が満65歳以上で、掛金を15年以上納付)
準共済	会社役員が任意または任期満了による退職 配偶者、子への事業譲渡 現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員にならなかったとき
解約手当金	任意解約 掛金を12ヶ月以上滞納したとき 現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員になったとき 掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受取いただけます。 掛金納付月が240ヶ月(20年)未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。

事業資金貸付制度

加入者(一定の資格者)の方は、納付した掛金合計額の範囲で、

事業資金等の貸付け(担保・保証人不要)が受けられます。